

長野県諏訪湖環境研究センター外部評価懇談会開催要領

1 目的

長野県諏訪湖環境研究センター外部評価懇談会開催要綱第4条の規定により、外部評価懇談会の開催に関して必要な事項を定める。

2 評価対象

- (1) 長野県諏訪湖環境研究センター（以下「センター」という。）の組織体制、業務運営全般等
- (2) 調査研究及び事業
 - ア 継続研究の進捗状況及び途中成果
 - イ 終了研究の目的達成度、成果及びその活用方法
 - ウ センターが行う情報発信、連携、学びの支援事業の成果
- (3) センターが今後取り組むべき研究課題及び調査研究のあり方

3 評価の活用

センター長及び所長は、評価の結果をセンターの組織運営等に活かすとともに、今後の研究課題の構築などに活用するものとする。

4 評価の公表

評価結果についてはセンターホームページへの掲載等の方法により公表する。

5 その他

- (1) 秘密保持

外部評価懇談会構成員は評価対象に係る個人情報、知的財産権等の秘密を保持するとともに、評価内容の公開に際しても適切な配慮を行う。
- (2) 評価方法等の見直し

センターを取り巻く環境の変化等に対応するため、必要に応じ評価の実施方法を見直すものとする。

附則

この要領は令和7年2月10日より適用する。